

夜間外出禁止措置の解除

本 8 日、大統領府は夜間（午後 11 時から翌朝 5 時）の外出禁止措置の解除を発表しました（今夜から適用）。

また、本 8 日から、大学の再開、公的部門の時差付短時間労働制を解除（通常勤務再開）、公共交通機関・乗り合いタクシーは乗車率 100%での運行可（越県移動は除く）となっています。

人の往来が増えることが予想されるため、引き続き感染予防に努めてください。

令和 2 年 6 月 8 日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417